

毎週月.水.金曜日発行

富 山 県 報

令和5年3月17日

金 曜 日

第 5058 号

目 次

条 例

○富山県職員等退職手当基金条例	2
○富山県栽培漁業センター条例	3
○富山県附属機関条例の一部を改正する条例	6
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	7
○富山県職員定数条例の一部を改正する条例	7
○県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例	8
○富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
○富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例	8
○富山県「松下電器」児童福祉事業基金条例の一部を改正する条例	9
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	9
○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	11
○富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	12
○富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	16
○富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	19
○富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	20
○富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	22
○富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	23
○富山県民生涯学習カレッジ条例の一部を改正する条例	24
○市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例	25
○富山県美術館条例等の一部を改正する条例	25
○富山県文化財保護条例の一部を改正する条例	26
○富山県議会委員会条例の一部を改正する条例	30

2号)第3条及び附則第5項から第7項までの規定による定年の段階的な引上げに伴い、富山県職員等退職手当支給条例(昭和37年富山県条例第52号)に基づく退職手当の支給に要する経費が年度間において増減することに対応し、財源の安定的な確保を図るため、富山県職員等退職手当基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第2号

富山県栽培漁業センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、富山県栽培漁業センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 水産動植物の種苗の生産、配付及び放流、栽培漁業に関する調査、資料の展示並びに知識の普及及び啓発その他これらに附帯する業務を行い、もって県内の栽培漁業の振興に資するため、富山県栽培漁業センター（以下「栽培漁業センター」という。）を設置する。

(位置)

第3条 栽培漁業センターは、氷見市に置く。

(施設)

第4条 栽培漁業センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 交流館
- (2) ふれあい館
- (3) その他栽培漁業センターの設置の目的を達成するために必要な施設

(利用の承認)

第5条 別表に掲げる施設及びその附属設備（次項及び次条において「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

- (1) 栽培漁業センターの秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他栽培漁業センターの管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の承認には、栽培漁業センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の承認の取消し等)

第6条 知事は、前条第1項の規定により施設等の利用の承認を受けた者（次条において「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 前条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) その他栽培漁業センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第7条 利用者は、別表に定める金額の使用料を納めなければならない。

(使用料の徴収方法)

第8条 使用料は、知事の発行する納入通知書により徴収する。ただし、これにより難しい場合においては、口頭又は掲示の方法により現金で徴収する。

- 2 使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月28日から施行する。ただし、第1条から第4条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条第1項の規定による利用の承認、第6条の規定による利用の承認の取消し等、第8条第1項の規定による使用料の徴収、第9条の規定による使用料の減免及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条第1項、第6条、第8条第1項及び第9条の規定の例により行うことができる。

別表 (第5条、第7条関係)

区分	単位	金額
研修室	1時間	500円
附属設備	実費を勘案して知事が定める額	

備考

- 1 使用時間1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 使用時間を短縮した場合においても、使用料は、減額しない。

(水産漁港課)

富山県条例第3号

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表富山県武道館PFI事業者選考審査会の項中「（平成11年法律第117号）」を削り、同項の前に次のように加える。

富山県新川こども施設PFI事業者選考審査会	富山県新川文化ホールの敷地内における子ども向け施設の整備及び運営に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定による実施方針の策定、同法第7条の規定による特定事業の選定及び同法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	7人以内
-----------------------	---	------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(行政経営室)

富山県条例第4号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第4第29の2項各号列記以外の部分中「。）」の次に「及び条例の施行に関する規則」を加え、同項に次の1号を加える。

(13) 前各号に掲げるもののほか、施行規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(ワンチームとやま推進室)

富山県条例第5号

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「3,100人」を「3,161人」に、「1,068人」を「1,103人」に、「2,714人」を「2,696人」に、「559人」を「557人」に、「7,902人」を「7,978人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第6号

県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年富山県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、5分」を「任命権者が定める時間を上限とし、任命権者が定める時間」に改め、同条第2項中「前項の承認の申請の日において定められている当該職員に係る定年から5年を減じた年齢」を「55歳」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(人事課)

富山県条例第7号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第6の(5)のアの表中「医療局長」の次に「、主任部長」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(人事課)

富山県条例第8号

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項を次のように改める。

精神保健業務手当は、厚生部健康対策室、厚生センター又は心の健康センターに勤務する職員が次の各号のいずれかに掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 精神障害者又は精神障害の疑いのある者の診察又はその立会い
- (2) 精神障害者又は精神障害の疑いのある者に接して行う相談及び指導
- (3) 精神障害者の移送

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(人事課)

富山県条例第9号

富山県「松下電器」児童福祉事業基金条例の一部を改正する条例

富山県「松下電器」児童福祉事業基金条例（昭和43年富山県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（基金の額）」に改め、同条に次の4項を加える。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。
- 3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。
- 4 知事は、前条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、基金の処分をすることができる。
- 5 前項の規定により処分が行われたときは、基金の額は、処分量相当額減少するものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（こども家庭室）

富山県条例第10号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の19の項中

2,000円

を

2,000円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円）
--

に改め、同表の23の項を次のように改める。

23 削除		
-------	--	--

別表第1の324の項の次に次のように加える。

324 の 2 建築基準法第52条第 6 項 第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
---	-------------------	---------

別表第 1 の 328 の項の次に次のように加える。

328 の 2 建築基準法第55条第 3 項 の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
--	------------------	----------

別表第 1 の 329 の項中「第55条第 3 項各号」を「第55条第 4 項各号」に、「高さの許可の」を「高さに関する制限の適用除外に係る許可の」に、「建築物の高さの許可申請手数料」を「建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同表の 331 の 2 の項の次に次のように加える。

331 の 3 建築基準法第58条第 2 項 の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
--	--------------------------	----------

別表第 1 の 344 の項中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、「この項」の次に「及び 344 の 3 の項」を加え、同表の 345 の項中「建築の」を「新築又は 1 敷地内認定建築物の増築等の」に、「1 敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「1 敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は 1 敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に、「を除く」を「以外の建築物であって新築するもの又は 1 敷地内認定建築物について増築等をするものに限る」に改め、「この項」の次に「及び次項」を加え、同表の 345 の 2 の項中「各部分の高さ又は容積率に」を「新築又は 1 敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率に」に、「1 敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料」を「1 敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は 1 敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料」に改め、「（1 敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同表の 345 の 3 の項中「建築の」を「新築又は 1 敷地内許可建築物の増築等

の」に、「1敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「1敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は1敷地内許可建築物の増築等の許可申請手数料」に、「を除く」を「以外の建築物であって新築するもの又は1敷地内許可建築物について増築等をするものに限る」に改め、同表の437の7の項の次に次のように加える。

437の8 道路交通法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行許可の申請に対する審査	特定自動運行許可手数料	79,200円
437の9 道路交通法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行計画変更許可手数料	78,500円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の19の項及び23の項の改正規定は、同年3月27日から施行する。

(財 政 課)

富山県条例第11号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

- (1) 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年富山県条例第74号)第2条第2項第11号及び第15号、第56条

第2項並びに第57条

- (2) 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第75号）第2条第2項第12号

（富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例の一部改正）

第2条 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例（平成26年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表中「第24条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣」を「第24条の2第2項第1号に規定する内閣総理大臣」に、「第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣」を「第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣」に、「同項の規定により厚生労働大臣」を「同項の規定により主務大臣」に、「第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣」を「第29条第3項第1号に規定する主務大臣」に改める。

（富山県福祉型障害児入所施設条例の一部改正）

第3条 富山県福祉型障害児入所施設条例（昭和39年富山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同項第2号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（障害福祉課）

富山県条例第12号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第2条 富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「同条第2項」を「第13条及び第14条第2項」に改める。

第7条の2の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行

わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条の前に見出しとして「（業務継続計画の策定等）」を付し、同条を次のように改める。

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条の2の見出しを削る。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第15条第1項中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

第82条に次の1項を加える。

- 10 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第88条に次の1項を加える。

- 2 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害

児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第6条中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この条において「看護師等」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の3の規定（保育所に係るものを除く。）の適用については、新条例第7条の3第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第7条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援セン

ターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

(こども家庭室)

富山県条例第13号

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条に次の1項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練

その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を実行する場合の所在の確認）

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第56条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第59条中「、第47条」を削る。

第63条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第81条の9及び第89条中「第39条の2」の次に「、第41条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第47条及び第59条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第41条の2(新条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第41条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第41条の3第2項(新条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の2及び第81条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指

定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

(障害福祉課)

富山県条例第14号

富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第38条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第38条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を実行する場合の所在の確認)

第38条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第44条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第38条の2（新条例第58条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第38条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

(障害福祉課)

富山県条例第15号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例（平成18年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第7条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。
- (9) 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子ども

の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号の規定による所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

附則第3項中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

附則第6項の表に次のように加え、同項を附則第7項とする。

附則第 6項	第5条第1号の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	看護師等
-----------	------------------------------------	------

附則第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第5条第1号の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、認定こども園においては、この条例による改正後の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例第7条第9号に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えて同条第8号の規定による子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

（こども家庭室）

富山県条例第16号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第13条の項を次のように改める。

第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第14条第1項の表第21条第1項の項の右欄中「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に改め、「社会福祉施設等」と、「」の次に「同条第2項中」を、「便所」の次に「と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」」を加える。

附則第8条中「前2条」を「前3条」に、「又は知事」を「、知事」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに知事」を「、知事」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同条を附則第9条とする。

附則第7条の次に次の1条を加える。

第8条 第6条第3項の表備考1に規定する園児の教育及び保育に直接従事する者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同項の表備考1に規定する園児の教育及び保育に直接従事する者による支援を受けることができる体制を確保しなければな

らない。

- 2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(こども家庭室)

富山県条例第17号

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中央病院の項中「 外科」を「 外科 乳腺外科」に改める。

別表第1 非紹介患者加算料の項中	7,700円	を	7,700円 (助産に係る場合にあつては、7,000円)	に改め、同表
	5,500円		5,500円 (助産に係る場合にあつては、5,000円)	
	3,300円		3,300円 (助産に係る場合にあつては、3,000円)	
	2,090円		2,090円 (助産に係る場合にあ	

つては、
1,900円)

特別病室利用料の項を次のように改める。

特別病室利用料	助産に係る場合	1人 1日	1,000円以上20,000円以下の範囲内において知事が定める額	1 特別病室の区分は、面積、設備等を考慮して知事が定める。 2 知事は、特別の事情により左欄の規定による額により難いと認めるときは、その額を減額することができる。
	その他の場合		1,400円以上21,600円以下の範囲内において知事が定める額	

別表第1に備考として次のように加える。

備考 「助産に係る場合」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合をいう。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(医務課)

富山県条例第18号

富山県民生涯学習カレッジ条例の一部を改正する条例

富山県民生涯学習カレッジ条例（昭和63年富山県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（富山県民生涯学習カレッジ運営会議）」を付し、同条第2項中「15人」を「17人」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(生涯学習・文化財室)

富山県条例第19号

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5,577人」を「5,569人」に、「266人」を「267人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(教職員課)

富山県条例第20号

富山県美術館条例等の一部を改正する条例

(富山県美術館条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

- (1) 富山県美術館条例（昭和55年富山県条例第41号）第16条
- (2) 富山県水墨美術館条例（平成10年富山県条例第39号）第16条
- (3) 富山県立山博物館条例（平成3年富山県条例第32号）第17条

(富山県暴力団排除条例の一部改正)

第2条 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第6号中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(文化振興課)

富山県条例第21号

富山県文化財保護条例の一部を改正する条例

富山県文化財保護条例（昭和38年富山県条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第3章の2 県指定無形民俗文化財（第20条の2—第20条の6）を
第3章の3 埋蔵文化財（第20条の7—第20条の9）」

「第3章の2 県登録無形文化財（第20条の2—第20条の7）」

第3章の3 県指定無形民俗文化財（第20条の8—第20条の12）に改める。

第3章の4 県登録無形民俗文化財（第20条の13—第20条の17）」

第3章の5 埋蔵文化財（第20条の18—第20条の20）」

第15条第4項中「による指定」の次に「又は第2項の規定による認定」を加え、「認定しようとするもの」を「認定するもの」に改め、同条第5項中「として認定する」を「として第2項の規定による認定をする」に、「を保持者又は保持団体として追加認定する」を「について追加して当該認定をする」に改め、同条第6項を削る。

第3章の3中第20条の9を第20条の20とし、第20条の8を第20条の19とし、第20条の7を第20条の18とし、同章を第3章の5とする。

第3章の2中第20条の6を第20条の12とし、第20条の2から第20条の5までを6条ずつ繰り下げ、同章を第3章の3とし、同章の次に次の1章を加える。

第3章の4 県登録無形民俗文化財

（登録）

第20条の13 教育委員会は、県の区域内に存する県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第90条の5第1項の規定により登録されたもの及び法第182条第2項の規定に基づく市町村の条例の規定により指定されたものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録簿に登録することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、富山県文化財保護審議会の意見を聞かなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による登録をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(抹消)

第20条の14 教育委員会は、富山県登録無形民俗文化財（前条第1項の規定により登録されたものをいう。以下「県登録無形民俗文化財」という。）についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特別の理由があるときは、その登録を抹消することができる。

2 前項の規定による登録の抹消には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 教育委員会は、県登録無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要無形民俗文化財の指定があつたとき、若しくは法第90条の5第1項の規定による登録があつたとき、若しくは法第182条第2項の規定に基づく市町村の条例の規定による指定があつたとき、又は第20条の8第1項の規定による指定をしたときは、その登録を抹消するものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保存等)

第20条の15 教育委員会は、県登録無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県登録無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 知事は、県登録無形民俗文化財の保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第3項の規定を準用する。

(公開)

第20条の16 教育委員会は、県登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開に関して必要な指導又は助言をすることができる。

2 前項の規定による公開には、第19条第2項の規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第20条の17 教育委員会は、県登録無形民俗文化財の保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 県登録無形文化財

(登録)

第20条の2 教育委員会は、県の区域内に存する県指定無形文化財以外の無形文化財（法第76条の7第1項の規定により登録されたもの及び法第182条第2項の規定に基づく市町村の条例の規定により指定されたものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録簿に登録することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による登録をするに当たっては、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による登録又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、富山県文化財保護審議会の意見を聞かなければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定による登録又は第2項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するとともに、富山県登録無形文化財（当該登録をされた無形文化財をいう。以下「県登録無形文化財」という。）の保持者又は保持団体として認定するもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知しなければならない。

5 教育委員会は、第1項の規定による登録をした後においても、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体として第2項の規定による認定をするに足りるものがあると認めるときは、そのものについて追加して当該認定をすることができる。

（抹消等）

第20条の3 教育委員会は、県登録無形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特別の理由があるときは、その登録を抹消することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の理由があるときは、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による登録の抹消又は前項の規定による認定の解除について準用する。

4 教育委員会は、県登録無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があつたとき、若しくは法第76条の7第1項の規定による登録が

あつたとき、若しくは法第182条第2項の規定に基づく市町村の条例の規定による指定があつたとき、又は第15条第1項の規定による指定をしたときは、その登録を抹消するものとする。

5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定されていたもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、県登録無形文化財の登録は抹消されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第20条の4 保持者又はその相続人は、保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める理由があるときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（保存等）

第20条の5 教育委員会は、県登録無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県登録無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 知事は、県登録無形文化財の保持者又は保持団体その他県登録無形文化財の保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合に準用する。

（公開）

第20条の6 教育委員会は、県登録無形文化財の保持者又は保持団体に対しては県登録無形文化財の公開に関して、県登録無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開に関して、必要な指導又は助言をすることができる。

2 前項の規定による公開には、第19条第2項の規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第20条の7 教育委員会は、県登録無形文化財の保持者又は保持団体その他県登録無形文化財の保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(生涯学習・文化財室)

富山県条例第22号

富山県議会委員会条例の一部を改正する条例

富山県議会委員会条例（昭和31年富山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「((招集))」を削る。

第10条第2項中「((委員の選任))」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(委員会の開会方法の特例)

第10条の2 委員長は、重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生その他やむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合であつて、適切かつ効果的な委員会の運営のために必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインの方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。

2 前項の場合において、オンラインの方法により委員会に出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得てオンラインの方法により委員会に出席した委員は、次条、第12条第1項及び第25条の出席委員とする。

4 オンラインの方法を活用して開会する委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第11条中「((委員長及び委員の除斥))」を削る。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインの方法を活用して開会する委員会は、秘密会とすることができない。

第24条の2中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、参考人の出席（オンラインの方法による出席を含む。以下同じ。）を求め、その意見を聴くことができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（議・議事課）
